

## 特定健康診査及び特定保健指導について (実践者育成研修プログラムにおける情報提供)

麗春の候、貴職におかれましては益々ご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素より本学会務運営には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月より特定健康診査および特定保健指導が実施され、標記特定指導においては、「食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められた者」として、歯科医師が含まれた。

今回、本会では、特定保健指導に当たる指導医師や保健師・管理栄養士が受講する実践者育成研修プログラムに歯科項目が入っている点を鑑み、プログラム項目の3.技術編5)『歯の健康に関する保健指導』に関する内容につきまして、実際に歯科医師が他医療関係職種等に講義をおこなう際のツールとして、実践者育成研修プログラムの参考データを本会ホームページ上に掲載いたしましたので、ご活用頂ければと存じます。

問合せ先:東京都歯科医師会 事業第一課:権田 電話:03-3262-1148 FAX:03-3262-4199
--